

日野町セーフティネット資金利子補給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日野町における中小企業者、小規模企業者の経営の安定および発展を図るため、受けた融資の利子の一部について、予算の範囲内において利子補給するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号または第5号に規定するものをいい、「小規模企業者」とは、同条第3項第1号、第2号または第6号に規定するものをいう。

(対象となる資金)

第3条 対象となる資金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、借り入れた滋賀県信用保証協会の保証によるセーフティネット資金とする。

(対象者)

第4条 対象者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 申請時点において、個人にあつては住民登録が、法人にあつては事業所の登記が1年以上本町にある者
- (2) 当初の約定どおりに遅滞なく償還している者
- (3) 町税等に未納のない者

(利子補給率)

第5条 利子補給率は、年1パーセント以内とする。

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、毎年1月1日（初年度は融資実行日）から12月31日までに支払った利子に、利子補給率を対象資金の融資利率で除した値を乗じた額とする。ただし、対象資金の融資利率が利子補給率に満たない場合は、その年に支払った利子の額とする。

2 前項に規定する額は、1対象者1年度あたり20万円を限度とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。ただし、利子の支払期間が12月に満たない場合は20万円を12月で除し、利子を支払った月数を乗じた額を限度とする。

(利子補給の期間)

第7条 利子補給の期間は、支払い月から36月分を限度とする。

(利子補給の申請)

第8条 日野町商工会は利子補給の交付を受けようとする者に代わって行うものとし、支払利子総額について、日野町セーフティネット資金利子補給金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次の書類を添付し、町長に提出するものとする。

- (1) 支払済額明細書（別記様式第2号）

- (2) 契約書の写し
- (3) 町税等の完納証明書
- (4) 住民票の写し(個人の場合)または登記事項証明書(法人の場合)
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する日野町セーフティネット資金利子補給金交付申請書兼請求書の提出期限は、町長が別に定める日までとする。

(利子補給の決定)

第9条 町長は、前条に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、利子補給を交付すべきものと認めたときは、利子補給金の交付の決定をし、日野町商工会を通じて本人に通知するものとする。

(利子補給の交付)

第10条 この要綱による利子補給金は、日野町商工会を通じて毎年3月までに本人に交付するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第11条 町長は、利子補給金の交付について、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに利子補給を打ち切り、または既に交付した利子補給金の全部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 借り受けた資金を目的以外に使用したとき。
- (2) 借り受けた資金の償還期間内に貸付対象事業を廃棄したとき。
- (3) 借り受けた資金の返済が円滑にされないとき。
- (4) 日野町の住民でなくなったとき(個人の場合)または事業所の登記が日野町でなくなったとき(法人の場合)。
- (5) その他町長が適当でないと認めたとき。

(交付手続の特例)

第12条 規則第12条および第13条の規定にかかわらず、実績報告および補助金等の額の確定手続きを省略するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、令和6年3月31日限りで、その効力を失う。

別記様式第1号(第8条関係)

別記様式第2号(第8条関係)